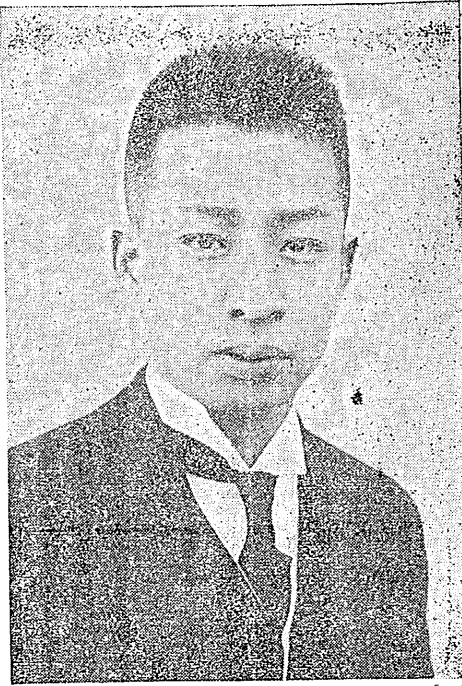


# ◆帝キネ大衆名篇

勿論名畫連發!! 櫻花の魁け!!



## 市川百々之助主演

東良之助 霧島直子

現代不良少年の争闘並にモダンガールノ戀愛を時代化せる快闘運命史!!

若様 十五卷 (劇中劇) 本朝廿四孝の末路

悲戀新編 涙 十卷 (劇中劇) 本朝廿四孝の末路

逆境戦史 涙 十卷 (劇中劇) 本朝廿四孝の末路

八日より公開

### 美くしい花

- 春蒔西洋草花の種子 一袋十錢
- フロックス、アスター、ルピナス
- サルビヤ、スマイル、其の他數十種
- 春植球根
- グラチオラス 一袋二十五錢
- ダーリヤ 一袋二十五錢

目丁四町平

ヤトモツマ

子種藝園

番四一二話電

内科、外科、婦人科、小兒科、花柳病科。

## 磐城病院

平町田町本通り

入院隨時(電話二一四番)

耳鼻咽喉科専門

大和田醫院

平南町(電話一七〇番)

## 天賦之養

愈々新蜜發賣廣告

ハカリ賣マ致シマス

四月末日頃 本年の新しき蜂蜜が出来ます

春は花...健康に御用命願ます

左の販賣所に御用命願ます

五丁目 山野邊藥局

田町 金子屋酒店 蜂室 石城養蜂場

土橋 大須賀商店 蜂室 石城養蜂場

南町 大森商店

平町 杉平

醫學博士 菊地泰助

磐城共濟會會員各位

三月三十一日

追て小生住居は神奈川縣小田原町新五丁目六四二番地に有之候間御來遊の際是非御立寄被下度奉待上候

敬具

花は櫻木

料理は

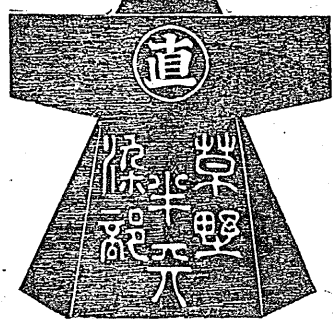
イワキ

平町紺屋町(縣社通り)

美味評判

イワキ食堂

オの部電話四六〇番



領受牌金

印半天専門

優秀品の証明

草野染工場

電話二四八番

磐城 平町

### 常磐論壇

某教育家談

一 承前

大に疑ひなき能はざる處にして我輩は之を極めて概括的に考へて見ても縦斷的には健康なるものと虚弱なるもの或は身体の異状とに別たねばならぬと信ずるのである、勿論かゝることは敢て最近唱道せられたり云ふにはあらずして我國に於ても既に明治十二年に官立教育の實施せられたるあり更に明治三十二年には感化教育の開始せられたるあり爾來種々なる特殊教育に着

手に近時又虚弱兒の教育に就ても漸く世人の注意を喚起するに至つたけれど此等は當に大海の一粟たるのみならず所謂一種の趣味乃至宗教的觀念より出發せるものにしてこれを以て直に社會制度即ち教育制度とは看做し難いのである、今此等特殊機關に俟つべきものゝ一例を擧ぐるに虚弱兒童教育、低能兒童教育、感化教育、不具者教育等が其の主なるものにして此等とは稍趣を異にするけれど近時軍人或は鐵道從業員等の廢疾者に對して再就職方法の教育を施して居るものもあるが此等も重要な機關

### 春の御仕立

小紋金紗

本セー

帶皮地

モス着尺

各種豊富に取揃へ申候

三井吳服店

電話三十八番

加藤營業所

電話三三番

神戸海上運送保險株式會社

東洋海上火災保險株式會社

共保生命保險株式會社

平代理店

貨家部案内

平町仲間町 勤人向

一〇〇〇 六六三ノ三間

同 柳町 同 六六三ノ二間

同 七五〇 同 六六三ノ二間

同 六〇〇 同 六四半ノ二間

同 八〇〇 同 六六八ノ三間

同 其他風呂場物置附

同 八五〇 同 六六四半ノ八ノ

同 四間其他風呂場物置附

加藤營業所

白銀町 電話三三番

新學期からパイロット

一本で成功の後迄も

金ペンイリチム絶対良質

鞘を取れば振らずに書ける

何回も取替へます

修理は無料で

何回も

硬軟何れでも

パイロット専門特約

佐々木商店

平研町公園前

電話二三三番

三井吳服店

電話三十八番

加藤營業所

電話三三番

加藤營業所

電話三三番

加藤營業所

電話三三番

加藤營業所

電話三三番

加藤營業所

電話三三番

加藤營業所

電話三三番

加藤營業所

電話三三番

加藤營業所

電話三三番

加藤營業所

電話三三番

加藤營業所

電話三三番

加藤營業所

電話三三番

加藤營業所

電話三三番

加藤營業所

電話三三番

加藤營業所

電話三三番

加藤營業所

電話三三番

加藤營業所

電話三三番

加藤營業所

電話三三番



四月七日夕刊

印刷部 川崎文治

本社 同番地(電話六三〇番)

常磐毎日新聞社

一册の代金 御希望通り

五册の雑誌が自由

川崎巡文庫

電話六三〇番

(申込次第規則書進呈)

# 平町側提出準備書面 (一) 水道敷設の認可は 引水権を包含す

## 第四準備書面

原告 平町  
被告 福島縣知事 川淵治馬  
参加人 小田炭礦株式會社  
右當事者間水利使用に關する許可取消請求事件に付原告の主張を明確ならしむる爲め左の如く陳述仕候

### (第一) 水利権の取得

一、被告は俄に從來の所論を翻し内務大臣の水道布設の認可は水道布設の申請に付其計畫が水道設備として適當なるや否やを審査し其事業計畫を認可するに止り水源たる河川より上水を引用する權利を併せ付與するものに非ずと主張す(被告第二準備書面第一項)然れども水道布設の認可は單に水道計畫の認可に止らず進んで申請人に當該水道布設の權利を付與するものなることは水道條例の規定に照し自ら明白なり従て或河川を水源とする水道布設の認可は其河川を水源として水道を布設する權利を付與するものなること條理上毫ち疑を容れず

二、被告は「河川其他公有水面の水の使用に關しては地方長官の許可を受けることを要するを以て特に法規に別段の例外規定なき限り假令水道布設に伴ふて必要なるの使用なりとも其使用を許可する權限が當然内務大臣に屬するものと爲すべからず」と主張す然れども河川の管理は本來内務大臣の權限に屬す而して水道條例制定當時(明治二十三年)に於ては河川の管理に付之を地方行政廳に委任すべきことを定めたる何等の法規なく水道條例制定の翌年たる明治二十四年始めて内務省訓令第十四號「官有土地水面に關する處分中地方官へ委任條件」に依り官有土地水面の管理に關する事項の一部が地方行政廳に委任せられたるものなれば河川の管理は本來内務大臣の權限に屬したるものなることを俟たず或は當地方行政廳に於て事實上河川管理の事項を取扱ひたる事例尠からざりしとすも河川管理の權限は本則として内務大臣に屬したるものとす従て水道條例に依り内務大臣の爲したる河川を水源とする水道布設の認可は其河川より上水引用の權利を併せ認可するものと解するに付何等の支障あることなし殊に同條例は第六條及第七條に於て「官有の土地にして水道用地に必要なものは之を拂下げ又は貸付すべし」と及「水管を官有地又は公道の地下に布設せんとするときは當該官廳の許可を受くべし」と規定するに拘らず水道の核心たる水源が河川なる場合に其河川流水の使用に付布設認可の外別に許可を受くべきことに關し何等の規定を設けざる點より觀るも河川水道布設の認可は當然河川の流水使用認可を包含する趣旨なることを推知するに足る

三、参加人は河川法を援用して河川法の適用又は準用河川に非ざる河川に付ても地方行政廳の許可を受くべきこと論勿ければ内務大臣の水道布設認可中には河川流水引用の許可を含まざることを明なるべしと主張す(参加人第二準備書面)然れども水道條例に依れば前項に述ふる所の如く河川水道布設の認可は當然に河川流水引用の認可を包含するものなるべし

四、参加人は又水道認可申請に付提出すべき目論見書には河川の流水引用の許可を認むべき事項存在せずと主張す然れども是水道條例第三條殊に其第二號の規定を看過したるに出づるものなるべく且参加人の援用せしがつきます

△伊勢崎ははだかすべくして居りますが、秩父は節糸織のようにごつ／＼したところがあります。



家庭欄

伊勢崎と秩父の違ひ

△伊勢崎と秩父はおの／＼の特長をもつて居りますが、大体次のようにすれば見わけがつきます

一切を地方長官が直接監督するの立場にある事に依つて少しも矛盾を生じないのである、全國大多數の例に見るに水道條例に依る内務大臣の認可に依つて水道は敷設されて居るのである、然も平水道に對しては縣が相當の補助金を交附して居る、是れは水道の目論見に基き

# 濃厚な岩田博士 平町側の權利を高唱

## 昨日の行政訴訟

猪俣博士の御迷論と

里見屬の無駄骨折り

## 愈よ結審となる

大瀧發電所の許可取消に關する水道問題の行政訴訟は既記の如く六日午後零時卅分東京行政裁判所第二部認廷に於て清水裁判長係りに依り續開された、原告側は辯護士岩田法學博士、及び山根法學士、被告側は里見地方事務官、新井土木技師、参加人側は猪俣護士出廷、伏見町長、香野水道課長、町會議員及び許可反対

對同盟會員に依つて傍聽席埋まる、先づ第一に平町側岩田博士起つて「内務大臣の水道に對する認可權の範圍内には水利権を許す事が當然包含されて居るものと解釋して差支へない、故に地方長官より形式上の許可がなつたとしても水道の施設其他の

其權利を認められたからであつて權利を認めぬなれば補助金の責に任ずべきではない、被告の申立に依るも從來縣當局は水利権を認め然も將來に於ても勿論其觀念に依つて進むと云ふ事が明らかになされて居る、

故に法規の形式を問はず實質上に於ては是れを認めて居るのであるから平町は其權利を侵害されべき行為にあまんずる事が出来ぬのは當然である」と別項準備書面の大要を謙讓な態度にて説く續いて参加人發電所側の猪俣護士は意猛高になつて反對論を唱へ

水道條例の第三條に水量を明記すべき條項が立派にあるに拘らず「水道條例には水量を明記せよとの定めがなく水道施行細則に僅かに此點が規定されて居るに過ぎない」との迷論を吐き里見屬も其尻馬に乗つて演説句調よろしくやつてのけたが清水裁判長から「貴方は聽取書に取れなかつたから 後日要點を書いて提出して貰ひ度い」と遣られて結局喋つた事が無駄骨折りとなつた、然して清水裁判長は證人申請を許可するとせば更に開廷するが然らず本日を以つて結審する旨を宣告し午後一時半閉廷した 故に當日の論争を以つて紛糾極りなかつた水道問題の大團圓を告げる事になるかも知れない

## 募集

文藝其他投稿を募集します

も取水の許可せず又は許可するも水道布設の認可に於て認められたる取水量の取水を許可せざるときは水道の布設は之を爲すに由なきの奇觀を呈するに至るべし

(つゞく)